



愛労発基 0823 第 10 号

平成 29 年 8 月 23 日

各関係団体の長 殿

愛知労働局長



### 平成 29 年度（第 68 回）全国労働衛生週間の実施について（要請）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、本年で第 68 回を迎えます。本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図ることを目的とし実施するものです。

本年は、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、9 月を準備期間として

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

のスローガンの下、実施することとなりました。

現在、労働力不足、高齢化が進展する中、労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾患を抱えながら働いている実態があり、県内の産業活動の持続的発展を維持するためには、労働者が治療を受けながら生き活きと活躍できる職場環境の整備が重要となっています。地域の行政機関や医療機関、民間団体等と連携して、「事業場における治療と仕事の両立」のための各種支援サービスの積極的な活用促進を図ります。

次に、平成 28 年の愛知県内における業務上疾病の発生状況をみますと、愛知県内の業務上疾病者数はここ数年減少していましたが、休業 4 日以上の業務上疾病者数は 327 人と対前年比 22 人、7.2% の増加となり、このうち死亡者数は 9 人と対前年比 2 人の減少となりました。死亡者数 9 人のうち、7 人が長時間労働等を原因とする脳・心臓疾患や精神障害によるものとなりました。

また、本年 7 月に入り、アンモニアによる死亡災害や、複数の労働者が同時に被災する一酸化中毒が相次いで発生しています。



こうした状況の中、さらに、労働者が働くことにより健康を損なうことがあってはならないものであることから長時間労働削減対策、過労死等の防止対策を最重点に取り組むとともに、メンタルヘルス対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策及び受動喫煙防止対策の取組についても重点的に推進しています。

貴団体におかれましては、傘下の会員事業場に対し全国労働衛生週間の実施について周知いただくとともに、これを契機とした事業場における自主的な労働衛生管理活動の定着に向けて積極的に取組いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

愛労発基 0824 第 2 号  
平成 29 年 8 月 24 日

各関係団体の長 殿

愛知労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施について（協力依頼）

労働基準行政の推進につきまして、平素より格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が、平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップにおいて「検診受診率の向上」が目標として掲げられたこと等により、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

当局では、本年度の強化月間の取組として、全国労働衛生週間説明会等あらゆる機会をとらえ、集中的・重点的に周知啓発及び指導を実施することとしておりますので、貴会の機関誌等に別添広報文（案）を参考に記事を掲載していただく等、傘下会員への周知について特段の御配慮をお願いします。

また、機関誌等により周知を行って頂いた場合は、別紙（報告様式）により、当局担当官にて報告していただくよう併せてご依頼いたします。

担当 愛知労働局労働基準部  
健康課 大 岩  
(電話 052-972-0256)



広報文案

## 「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

### ○強化月間の趣旨

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」のロードマップにおいて、「健診受診率の向上」が目標として掲げられました。その達成のため、愛知労働局では、労働安全衛生法に定められた健康診断及び健康診断結果に基づく事後措置の実施を改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である 9 月を「職場の健康診断強化月間」として位置付け、集中的・重点的な指導を行っています。

### ○対象期間

平成 29 年 9 月 1 日～30 日（全国労働衛生週間準備期間）

### ○取組の内容

#### 1 対象

県内事業場

#### 2 指導の重点事項

- (1) 健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）の活用
- (6) 派遣労働者の定期健康診断、特殊健康診断の実施の徹底、派遣労働者の事後措置のための派遣元と派遣先事業者の連携